めむろ社協だより
No.475 令和8年10月号

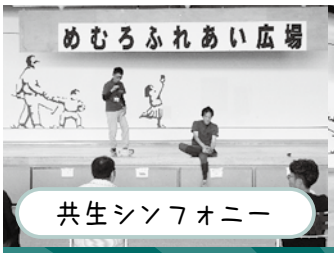
「社協」とは、社会福祉協議会の略称です。
〒082-0014 北海道河西郡芽室町東4条4丁目5番地 芽室町保健福祉センター(あいあい21)
☎62-1616 FAX62-1657
芽室町社会福祉協議会公式HP
https://www.memuro-syakyo.jp/

芽室町社会福祉協議会は、地域福祉事業と介護保険事業が一体となり、「支えたり」「支えられたりする」地域共生型のめむろの実現を目指します。



地域福祉推進課、介護事業課で構成されています。

訪問介護事業所
(ホームヘルパー) ☎29-1192
居宅介護支援事業所
(ケアマネジャー) ☎29-1193
小規模多機能型居宅介護事務所
ふたば ☎66-9009



共生シンフォニー



ラブ・フェミニン


公立芽室病院



芽室高校ダンス部

めむろふれあい広場2026開催

9月12日（土）に健康プラザにて「ふれあい広場2026」を開催しました。
今年も会場いっぱいの来場をいただき、小さいお子様からお年寄りまで、障がいの有無に関わらず多くの皆様に楽しんでいただきました。



芽室西中学校吹奏楽部







来年も開催します！是非来てくださいね。お待ちしております！
イベントの開催にご協力いただきました団体・企業・事業所の皆様、ありがとうございました。

めむろ社協だよりは「赤い羽根共同募金」の助成を受け、発行しています。

芽室町共同募金委員会からのお知らせ

10月1日より、第80回赤い羽根共同募金運動が全国一斉に始まりました。赤い羽根募金は、わたしたちの住む芽室町をより良くしようとする取組みを、活動への参加や募金を通じて広く社会で応援し、一緒に進めていくための民間の運動です。

芽室町共同募金委員会では、北海道共同募金会の不祥事を受けて、共同募金の適正管理の徹底と共同募金運動が始まるにあたり特に共同募金の趣旨や使途、地域での活用状況などについて、これまで以上に丁寧で分かりやすい情報発信に努めていきます。今回は、共同募金のあらましや目的・意義、仕組みについて掲載させていただきます。

募金活動については、各世帯を対象とした封筒募金や企業・事業所などを対象とした法人などを行いますが、募金は皆さまの「善意・任意」でご協力をお願いしております。事務所窓口においても、随時、募金の受付を行っています。

＊封筒募金へのご協力をいただき、封筒に×印の記載のない方と、法人募金へご協力いただきました企業・事業所などのお名前は、11月以降の社協だよりで随時、掲載いたします。なお、募金額の掲載はいたしませんので、ご了承下さい。

共同募金は赤い羽根募金　共同募金のシンボル＝「赤い羽根」

「赤い羽根募金」は「共同募金」の愛称です。

日本で「赤い羽根」を使うようになったのは第2回目の運動からです。1948年頃、アメリカでも水鳥の羽根を赤く染めて使っていました。それにヒント得て、日本では不要になった鶏の羽根を使うようになりました。「赤い羽根」は、寄付したことを表す「共同募金」のシンボルとして、幅広く使われています。

八十周年
ありがとう。これからも一緒に。

共同募金は地域福祉のための募金1　共同募金は民間の募金

民間の募金は、地域の実情にそった柔軟な使い方ができるという特徴をもっています。そのため、迅速に地域の福祉に対処できるという先駆性を持っています。共同募金への寄付金によって、民間の社会福祉施設や社会福祉協議会などの社会福祉の団体は、様々な活動を行っています。

共同募金は地域福祉のための募金2　なぜ、共同募金が必要なのか。

社会経済情勢の変動に伴い、高齢者、障がい者など、増大かつ多様化する地域の福祉ニーズに対応し、人間性豊かな福祉社会を実現するためには公的施策とあいまって、道民一人ひとりの社会連帯の精神に支えられた活力ある民間の福祉活動が不可欠です。このようなことから社会福祉団体等が行う活動で公的施策のみで支えられない分野を支援することが大切です。この民間の社会福祉活動の財源を集めるとともに、募金活動を通じて地域住民の相互のたすけあいの精神を広めていくのが、共同募金の役割であり使命といえます。



『心配ごと相談』を開設しています

10月28日(水)
専門相談員：若狭冨美子さん
佐々木晴彦さん

11月11日(水)
専門相談員：佐々木晴彦さん
白銀孝志さん

場　所：保健福祉センター2階「静養室」
時　間：13時15分～15時30分

心配ごとや悩みごとをお持ちになった際に、無料で気軽にご利用できる身近な相談所です。

あなたのこと、家族のこと、心配なこと、不安なこと、困ったこと、悩みごとなど。

芽室町の人権擁護委員、行政相談委員などが相談員としてお話を聞き、抱え込む負担を軽減し、必要に応じてアドバイスをしたり、専門的な関係機関に橋渡しを行います。

予約は不要で利用できますが、事前にご予約いただくとその時間は優先的に確保します。

◎相談内容等、個人情報は厳守します。
◎月2回、おおむね第2・第4水曜日に開設しています。

『地域支え合い講演会』のご案内

日：11月7日(土)
午前10時～12時
場：めむろーど
2階セミナーホール
■テーマ「これから5年後・10年後のこの町での暮らしを考える」
■講　師：合同会社うぇるかむ
代表社員
池田ひろみ氏



¥：無料

※できる間は支え手として、やがて堂々と支えられる側になるために、今からできる心づもりのお話です。
※11月2日(月)までにお申し込みください。

善意に厚く感謝いたします

・ボランティアサークルトトロ様
10，000円
（社会福祉事業へ）

『成年後見制度個別相談会』の開催

成年後見制度のこと、自分自身や家族のこと、身寄りがなく将来が心配、財産管理ができないなど、お気軽に相談してください。

日：11月26日(木)14時～
場：芽室町保健福祉センター
2階「憩いのサロン」
対：芽室町民
¥：無料
■相談員　弁護士　佐々木誠氏
（まこと法律事務所）

申：11月17日(火)まで
※先着順で3組までの相談を受付します。希望者は事前にお申し込みをお願いします。



芽室町介護予防ポイント推進事業のお知らせ

65歳以上の町民の方が、指定された施設のボランティア活動に参加するとポイントがもらえる制度です。

登録すると、ポイントを貯める「ほほ笑手帳」が交付されます。1年度分（4月から翌年3月まで）の活動ポイントはMポイントに交換することができます。

※1ポイント＝100円分。1日の上限は2ポイントです。9月末現在、85名が活動中です。お気軽にご相談ください。

芽室町生活支援体制整備事業『ちょこっとサポート』

暮らしの中の、ちょっとした困りごとを、できる人が、できる時に、できる範囲でお手伝いします。

利用したい方も、協力したい方も、事前に登録が必要です（無料）。

利用会員は65歳以上の方が対象です。お手伝いの内容は、ごみ出し、掃除、整理整頓など。資格などを必要としない、日常生活の中のお手伝いです。

協力会員は、登録前に、生活支援サポーター養成講座を受講していただきます。

詳しくはお問合せください。